

総社市訓令第1号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後						改 正 前					
別表（第13条関係） 1 人事に関する事項						別表（第13条関係） 1 人事に関する事項					
事 項	副市長	部 長	課 長	合 議	摘 要	事 項	副市長	部 長	課 長	合 議	摘 要
略						略					
3 旅行命令及びその復命に関すること。				研修に係る復命のみ、総務課長		3 旅行命令及びその復命に関すること。				研修に係る復命のみ、総務課長及びコンプライアンス推進室長	
(1) 県内	部長	次長 課長（相当職を含む。） 非常勤特別職（嘱託員を除く。）	課長補佐 （相当職を含む。） 以下 非常勤特別職（嘱託員に限る。）		研修に係る旅行命令は、部長は総務部長、課長は総務課長旅行命令（依頼）書は主務課長（別に旅行依頼について、決裁を得たものに限る。）	(1) 県内	部長	次長 課長（相当職を含む。） 非常勤特別職（嘱託員を除く。）	課長補佐 （相当職を含む。） 以下 非常勤特別職（嘱託員に限る。）		研修に係る旅行命令は、部長は総務部長、課長はコンプライアンス推進室長旅行命令（依頼）書は主務課長（別に旅行依頼について、決裁を得
(2) 県外（外国旅行を除く。）	部長 非常勤特別職（嘱託員を除く。）	次長以下 非常勤特別職（嘱託員に限る。）				(2) 県外（外国旅行を除く。）	部長 非常勤特別職（嘱託員を除く。）	次長以下 非常勤特別職（嘱託員に限る。）			

改正後						改正前					
	く。)	る。)					く。)	る。)			たものに限る。)
4 旅行依頼に関すること。	○					4 旅行依頼に関すること。	○				
5 所属職員の各係への配置に関すること。		○				5 所属職員の各係への配置に関すること。		○			
6 所属職員の事務分担を定めること。			○			6 所属職員の事務分担を定めること。			○		
略						略					
2 財務に関する事項						2 財務に関する事項					
事項	副市長	総務部長	財政課長	合議	摘要	事項	副市長	総務部長	財政課長	合議	摘要
略						略					
16 建設工事等以外の見積書の徴収等に関すること。(別に定めがあるものは除く。)	支出負担行為に係る専決事項の区分による。ただし、部長は主務部長、課長は主務課長		財政課長		地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号から第9号の事由を適用する場合は、契約検査課長への合議が必要	16 建設工事等以外の見積書の徴収等に関すること。(別に定めがあるものは除く。)	支出負担行為に係る専決事項の区分による。ただし、部長は主務部長、課長は主務課長		財政課長		
略						略					
3及び4 略 備考 略						3及び4 略 備考 略					

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。